

かずさ水道広域連合企業団制限付き一般競争入札実施要領

令和2年4月1日施行
令和3年5月13日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和4年5月6日一部改正
令和5年5月23日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）が発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託（以下「建設工事等」という。）並びに物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（建設工事等に係る契約を除く。以下「物品等」という。）に係る制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「主務課長」とは、建設工事等及び物品等の施行に関する事務を所掌するかずさ水道広域連合企業団組織規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第2号。以下「組織規程」という。）第2条に規定する各課又は室の長をいう。

(対象及び審査方式)

第3条 この要領に基づく一般競争入札の対象となる建設工事等及び物品等は、1件の設計金額又は予定価格（単価契約にあっては、契約期間中の予定総額）が、かずさ水道広域連合企業団財務規程（平成31年かずさ水道広域連合企業団管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第4項に定める額を超えるものとする。ただし、建設工事等又は物品等の性質、目的その他特別な事情により、一般競争入札に適さないものとしてかずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の規定により指名競争入札によること又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14（第1項第1号を除く。）の規定により随意契約によることとされたものは、この限りでない。

2 前項の一般競争入札における入札参加資格の審査方式は、入札執行後に行う方式（以下「事後審査型」という。）とする。

(入札参加者の資格要件)

第4条 入札参加者は、かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、当該建設工事等又は物品等と同種の業種又は営業種目に登録されている者で、かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第26号）に基づく指名停止措置、又はかずさ水道広域連合企業団契約に係る暴力団対策措置要綱（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第11号）に基づく指名停止措置を、当該建設工事等又は物品等の公告日から当該建設工事等又は物品等の開札日までの間、受けていない者でなければならない。

2 前項に規定するもののほか、建設工事等又は物品等の種類又は性質により、次の各号に定める資格要件を定めることができるものとする。

(1) 工事の種類又は性質により設定できる資格要件

- ア 当該工事の工種に係る客観点数が一定値以上である者
- イ 資格者名簿における登録工種の等級の格付が一定ランク以上である者
- ウ 当該工事の工種に係る経営事項審査での年間平均完成工事高が一定金額以上である者
- エ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可の有無
- オ 本店又は営業所の所在地
- カ 当該工事に必要な資格を有する技術者を専任で配置できる者
- キ 原則として過去15年間に、当該工事と同種工事の施工実績がある者
- ク ISO（国際規格）の認証を取得している者
- ケ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- コ その他必要と認める事項

(2) 工事以外の業種又は性質により設定できる資格要件

- ア 本店又は営業所の所在地
- イ 営業に関し登録、許可又は認可等を必要とする場合において、これらを受けている者
- ウ 当該業務に必要な資格を有する技術者を配置できる者
- エ 原則として過去15年間に、当該業務と同種の業務実績がある者
- オ 公告又は仕様書に明示する業務履行上必要な技術上又は品質上の資格要件を満たしている者
- カ その他必要と認める事項

3 自治令第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、当該建設工事等又は物品等の開札日前6箇月以内に手形又は小切手を不渡りにした者、会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者は、入札に参加できないものとする。

4 入札参加者は、特定関係にある会社同士の入札参加制限基準（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第24号。以下「入札参加制限基準」という。）に基づく資本関係及び人的関係にない者であること。

ただし、入札参加制限基準に該当する場合であっても、それらの者のうち一者を除く全ての者が入札を辞退したときは、残る一者の入札は無効とならないものとする。

（入札参加資格審査委員会）

第5条 広域連合企業長は、一般競争入札を執行しようとするときは、あらかじめかずさ水道広域連合企業団入札参加資格審査委員会（以下「資格委員会」という。）に次の事項を諮り、意見を聞くものとする。ただし、第13条第2項の規定により作成する入札参加資格確認書において、主務課長が当該落札候補者を適格者と評価した場合にあっては、第2号に掲げる事項に関する会議を省略し、書類の回議をもって会議に代えること

ができるものとする。

- (1) 入札参加資格要件の設定
- (2) 落札候補者の入札参加資格の有無の確認
- (3) その他必要と認める事項

- 2 資格委員会の組織及び運営方法は、別に定める資格委員会設置要綱によるものとする。

(入札参加資格要件の設定)

第6条 当該建設工事等又は物品等の入札参加資格要件は、資格委員会の意見を聞いて、事務局長が決定するものとする。

- 2 主務課長は、前項の資格要件を設定しようとする場合は、別記第1号様式により入札参加資格要件等設定資料を作成し、資格委員会に提出しなければならない。
- 3 経理課長は、前項の資格要件を決定しようとする場合は、別記第2号様式により、主務課長に送付しなければならない。

(入札の公告)

第7条 経理課長は、入札参加資格要件が決定したときは、自治令第167条の6及び財務規程第118条に定めるところにより、当該入札に必要な事項を公告するものとする。

- 2 公告の方法は、別記第3号様式に準じて広域連合企業団の掲示場等に掲示して行うほか、ホームページ掲載等公衆の見やすい方法で行うものとする。
- 3 公告期間は、原則として公告日から5日間以上（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、同法に規定する休日を除く。）を除く。）とする。

(入札参加の申請)

第8条 当該建設工事等又は物品等の入札に参加を希望する者は、別記第4号様式による入札参加申請書に必要事項を記載し、入札公告に示す提出書類と併せて所定の場所に正副2部を申請期限日までに持参又は郵便により提出しなければならない。ただし、電子入札を行う場合にあっては、電子入札システムにより入札参加申請を行い、入札参加申請書を1部添付して送信するものとする。

- 2 経理課長は、前項の申請書を受理したときは、受付印を押印の上、1部を申請者に返却するものとする。ただし、電子入札を行う場合にあっては、確認通知書をもってこれに代えるものとする。
- 3 経理課長は、入札参加申請の受付を終了したときは、別記第5号様式により入札参加申請者名簿を作成し、申請書を添えて事務局長に報告するものとする。
- 4 入札参加申請を受理された者が入札日までの間に第4条に定める入札参加者の資格要件を満たさなくなった場合は、当該申請を取り消すものとする。

(説明会)

第9条 前条の入札参加申請に関する説明会及び現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、入札参加申請者（入札参加申請予定者を含む。）から経理課長あてに書面による質問があった場合は、質問内容を確認し、当該建設工事等又は物品等の内容等に関する説明を行うことが適当と認める場合は、説明を行うことができるものとする。

(設計図書等の縦覧)

第10条 経理課長は、あらかじめ指定した場所において、公告日から当該建設工事等又は物品等に係る契約書案、入札約款、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧を行うものとする。

- 2 システム障害等により設計図書等の縦覧が困難な入札参加者にあつては、設計図書等をCD-Rにより貸与するので、設計図書借用書（別記第6号様式）に必要事項を記入し提出するものとする。

（入札執行及び落札候補者の決定）

第11条 入札は、第8条第3項の規定により作成する入札参加申請者名簿に登載された者により執行する。

- 2 経理課長は、開札後、落札を保留し、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格（最低制限価格を設けない場合は、予定価格の範囲内の価格）をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者として、入札参加資格等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。

なお、予定価格の事後公表案件については、落札候補者となるべき入札がない場合は、再度入札を1回行う。

- 3 開札の結果、前項の落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者及び次順位以降の者を決定するものとする。
- 4 開札終了後、落札候補者には、別記第7号様式により候補者決定の通知をする。ただし、電子入札により決定した落札候補者については、電子入札システムより発行する保留通知書をもって候補者決定の通知に代えるものとする。また、当該落札候補者は指定された期日までに別記第8号様式により、入札参加資格確認申請書及び資格確認資料（以下「資格確認申請書類」という。）を提出するものとする。

なお、落札候補者が指定された期日までに資格確認申請書類を提出しないときは、入札を無効とする。

- 5 入札参加者が1人である場合は、予定価格の事後公表案件を除き、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

（入札の無効）

第12条 第7条の入札公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（入札参加資格の確認及び落札者の決定）

第13条 事務局長は、落札候補者の入札参加資格の審査を行い、資格確認申請書類の提出期限の翌日から3日以内に落札者を決定するものとする。

- 2 主務課長は、資格確認申請書類に基づき、別記第9号様式による入札参加資格確認書を作成し、資格委員会（第5条第1項ただし書の規定により会議を省略する場合は、委員会事務局）に提出するものとする。
- 3 事務局長は、資格委員会の意見を聞いて資格の有無について確認を行うものとする。
- 4 事務局長は、審査の結果、落札候補者の入札参加資格があることを確認した場合は、当該者を落札者と決定し、速やかに別記第10号様式により落札者決定通知を行うものとする。ただし、電子入札により決定した落札者については、電子入札システムより発行する落札者決定通知書をもってこれに代えるものとする。この場合において、当該落札者決定通知は、原則として次条の期間終了後に行うものとする。

5 審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合は、次順位者から順次審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで審査を行うものとする。

6 前項の場合において、次の事項については、資格委員会において審議のうえ決定する。

(1) 落札候補者及び次順位以降の者に入札参加資格がないこと。

(2) 入札参加資格のある者を確認し、その者を落札者とする事。

7 入札参加資格がないと認めた者に対しては、別記第11号様式により、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示するものとする。

(無資格者への理由説明)

第14条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第7項の通知の日から3日以内に書面をもって経理課長に説明を求めることができる。

2 経理課長は、前項の説明を求められたときは、その日から3日以内に書面をもって回答するものとする。

(秘密の保持)

第15条 申請者から提出された資格確認申請書類は、申請者に返還せず、また公表しないものとする。

(入札結果等の公表)

第16条 経理課長は、落札者の決定後、次の各号に定める事項を閲覧方式により公表するものとする。

(1) 入札参加申請者

(2) 入札参加資格がないと認めた落札候補者及びその理由

(3) 当該入札に係る開札調書

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月13日改正)

この要領は、令和3年5月13日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日改正)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月6日改正)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年5月23日改正)

この要領は、公布の日から施行する。

別 記
第 1 号様式（第 6 条第 2 項）
（その 1）工 事 用

入札参加資格要件等設定資料

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

かずさ水道広域連合企業団
入札参加資格審査委員会
委員長

主務課名	
工事の名称	
工事の場所	
設計金額	円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
工 種	
工事期間	まで
工事概要	
公告予定日	
入札予定期間	
開札予定日	
資格要件	1 基本的事項
	2 個別的事項
資格要件設定理由 （個別的事項）	
該当業者数 （資格者名簿上の登載者）	
その他	

第 1 号様式（第 6 条第 2 項）
（その 2）業務委託・物品購入等用

入札参加資格要件等設定資料

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

かずさ水道広域連合企業団
入札参加資格審査委員会
委員長

主務課名	
件 名	
場 所	
設計（予定）金額	円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
業 種	
履行期限	まで
業務概要	
公告予定日	
入札予定日	
開札予定日	
資格要件	1 基本的事項
	2 個別的事項
資格要件設定理由 （個別的事項）	
該当業者数 （資格者名簿上の登載者）	
その他	

第2号様式（第6条第3項）

入札参加資格要件決定通知書

年 月 日

主 務 課 長 様

経 理 課 長

〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る入札参加資格要件について、下記のとおり決定する。

記

別紙入札参加資格要件等設定資料のとおり

第3号様式（第7条第2項）

（その1）工 事 用

かずさ水道広域連合企業団公告

制限付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

制限付き一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 ○ ○ ○ ○

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期限
- (4) 工 種
- (5) 工事概要
- (6) 予定価格及び最低制限価格
 - ① 予 定 価 格
 - ② 最低制限価格
- (7) 入札方法
 - ① 入札形態
 - ② 入札回数
- (8)

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 公告日において、かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、登録区分「○○」の業種に登録されている者で、かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第26号）に基づく指名停止措置、又はかずさ水道広域連合企業団契約に係る暴力団対策措置要綱（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第11号）に基づく指名停止措置を、本工事の公告日から本工事の開札日までの間、受けていない者
- (2) 資格者名簿における○○工事の客観点数が○点以上である者
- (3) 資格者名簿における○○工事の格付等級が○等級である者
- (4) ○○工事に係る経営事項審査での年間平均完成工事高が○○以上である者
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可の有無
- (6) ○○内に本店又は営業所がある者
- (7) 建設業法第26条第1項の規定に基づく主任技術者又は同条第2項の規定に基づく

監理技術者（3箇月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）を本工事に専任で配置できる者（監理技術者を配置する場合において、監理技術者補佐を専任で配置できる場合は、当該監理技術者の専任を要しない）

- (8) 過去〇年間（※最大で15年間）に、公的機関の発注した本工事と同種の工事を元請けとして施工した実績がある者（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が〇〇%以上の者に限る。）（※共同企業体による施工実績を認める場合）

- (9) 国際規格（ISO〇〇〇〇〇）の認証を取得している者

- (10) 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第24号。以下「入札参加制限基準」という。）に基づく資本関係及び人的関係にない者

ただし、入札参加制限基準に該当する場合は、その者のうち一者を除く全てが入札を辞退したとき

- (11) ……………

- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6箇月以内に手形又は小切手を不渡りにした者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者

3 入札の日時及び場所（紙入札方式）

- (1) 日 時
- (2) 場 所
- (3) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除き、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（税抜き金額）を記入すること。

- (4) 入札金額積算内訳書

- ① 入札に際しては、指定様式により入札金額積算内訳書を作成すること。
- ② 入札金額積算内訳書は、工事費内訳書としての内容を備えているものとし、工事費積算に必要な項目別に数量、単価、金額等の内訳を明示すること。
- ③ 入札金額積算内訳書は、参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合には、入札を無効とする。

3 入札（電子入札方式）

- (1) 入札書の提出期間

(2) 入札書の提出方法

- ① ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、入札金額を入力すること。
- ② 「入札金額積算内訳書」の電子ファイルを電子入札システムの添付機能を利用して添付すること。
- ③ 入札金額と入札金額積算内訳書を電子入札システムにより提出すること。

(3) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除き、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（税抜き金額）を入力すること。

(4) 入札金額積算内訳書

- ① 入札に際しては、指定様式により入札金額積算内訳書を作成すること。
- ② 入札金額積算内訳書は、工事費内訳書としての内容を備えているものとし、工事費積算に必要な項目別に数量、単価、金額等の内訳を明示すること。
- ③ 入札金額積算内訳書は、参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合には、入札を無効とする。

4 開札※電子入札方式の場合に記載

- (1) 開札の日時
- (2) 開札の場所

5 入札の執行

入札参加者が1者の場合には、適正工期を確保する等、やむを得ない場合など、特別な事情があるときを除き、原則入札を取りやめるものとする。（又は、入札参加者が1者である場合においても入札を執行するものとする。）

6 入札参加の申請（紙入札方式）

入札参加を希望する者は、入札参加申請書等を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期間
- (2) 提出時間
- (3) 提出場所
- (4) 提出方法
- (5) 提出書類及び部数

- ①
- ②
- ③

6 入札参加の申請（電子入札方式）

入札参加を希望する者は、入札参加申請書等を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 入札参加申請の期限
- (2) 入札参加申請の方法

入札参加を希望する場合は、入札参加申請書（別記第4号様式）に必要事項を入力

した電子ファイルを、電子入札システムの添付機能を利用して添付し、電子入札システムにより申請を行うこと。なお、該当する場合は特定関係調書も併せて添付すること。

7 システム障害等（電子入札方式）

- (1) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札日時を変更し、又は紙入札へ移行する場合がある。
- (2) 入札参加者においてシステム障害その他電子入札システムによる入札参加が困難な場合は、かずさ水道広域連合企業団電子調達システム運用基準3.5「電子入札案件に紙入札業者として参加する場合」に定めるとおりとする。

8 契約条項等を示す日時及び場所

(1) 設計図書等の縦覧

本工事に係る契約書案、入札約款、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧を次のとおり行う。

① 縦覧期間

- ② 縦覧場所 設計図書等をかずさ水道広域連合企業団ホームページ及びちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）において公表する。

- ③ 縦覧方法 入札情報サービスにより閲覧するものとする。ただし、契約書（案）及び入札約款は、かずさ水道広域連合企業団ホームページにより閲覧するものとする。また、当該案件の現場説明会は実施しない。

(2) 設計図書の貸出

システム障害等により、設計図書等の縦覧が困難な入札参加者に、設計図書等をCD-Rにより貸与するので、縦覧期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に借用書（別記第6号様式）を持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、返信用封筒（宛名記入の上、所要額の切手貼付のこと）を同封すること。なお、当該CD-Rは、入札日（又は開札日）までに返却するものとする。

(3) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、次により経理課長あてに書面で提出すること（ファクシミリも可）。

① 提出期限

② 提出先

③ 回答日時

- ④ 回答方法 入札情報サービス又は書面において公表する。

9 入札保証金

10 契約保証金

かずさ水道広域連合企業団財務規程第140条の規定によるものとする。

11 契約代金の支払条件

(1) 前金払

(2) 中間前金払

(3) 部分払

12 落札候補者の決定方法

(1) 開札後、落札決定を保留したうえで、予定価格の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内）で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者及び次順位以降の者を決定する。

13 入札参加資格の確認

落札候補者は、入札参加資格確認申請書（別記第8号様式）及び資格確認資料（以下「資格確認申請書類」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、落札候補者が期限までに資格確認申請書類を提出しない場合には、入札を無効とする。

(1) 提出期限

(2) 提出場所

(3) 提出方法

(4) 提出書類（資格要件に対応して必要となるものを記載する。）

①

②

③

14 落札者の決定

(1) 資格確認申請書類に基づき、落札候補者の審査を行い、入札参加資格があると認めた場合は、保留通知書に記載されている資格確認申請書類提出期限の翌日から3日以内に落札者を決定し文書で通知する。

(2) 落札候補者が、前号の審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合は、次順位の者を順次落札候補者として審査を行い、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

(3) 審査の結果、入札参加資格がないと認めた場合は、その旨を別記第11号様式により通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者は、当該通知の日から3日以内に書面をもって、経理課長にその理由について説明を求めることができる。

(5) 回答は、説明を求められた日から3日以内に書面で行う。

15 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「12 落札候補者の決定方法」、「13 入札参加資格の確認」及び「14 落札者の決定」にかかわらず、次のとおり落札者を決定する。また、調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者（以下「低価格入札者」という。）は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(1) 第1順位者が低価格入札者の場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ後日決定する。

(2) 低価格入札者は、低入札価格調査における事情聴取等に協力するものとする。

なお、事情聴取等に協力しない者の入札は無効とする。

- (3) 低価格入札者は、開札をした日の翌日から起算して5日以内（この期間に日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）が含まれる場合は、その休日の日数は、この期間に参入しない。）に、経理課長から指示された書類を作成し提出する。
- なお、第1順位者でなくとも提出し、規定の期限までに提出しない低価格入札者の入札は無効とする。
- (4) 低価格入札者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (5) 低価格入札者との契約に係る前払金は、請負代金額の10分の2以内とする。
- (6) 低価格入札者との契約において、当該者が過去2年以内に竣工したかずさ水道広域連合企業団発注の工事等に関し次の要件に該当する場合は、配置技術者を1名増員する。
- ① 65点未満の工事成績評定を受けている者
 - ② 発注者から工事完成検査等において補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。）に起因し工事請負契約書に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者
 - ③ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者
 - ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者
- (7) その他、かずさ水道広域連合企業団建設工事等低入札価格調査実施要領に記載のとおりとする。

16 その他

- (1) 入札参加者は、本公告、関係規程及び設計図書等を熟読すること
- (2) 入札参加申請に関する説明会は実施しない。
- (3) 入札参加申請を行った後、入札を希望しない場合には、辞退することができるので、入札日（又は開札日）の前日までに電子入札システム上又は入札約款に定める入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。
- (4) 誓約書及び代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では修正できない。
- (5) 入札参加者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (6) 提出された資格確認資料のみでは資格を判断できないときは、説明を求める場合がある。
- (7) 提出された資格確認資料は返却しない。なお、当該資料を公表し、また無断で使用することはしない。
- (8) 本公告に記載した工事期限は、事情により変更する場合がある。
- (9) 本工事に係る入札は、共同企業体を対象としない。
- (10) 入札参加希望者が営業停止処分を受けた場合は、営業停止期間中は、入札参加申請、

説明会への参加、入札等の営業活動ができない。

(11) この公告に定めるもののほか、入札に関する事項については、かずさ水道広域連合企業団制限付き一般競争入札実施要領、かずさ水道広域連合企業団入札約款等、関係規程による。

(12) 本公告に定められている申請書等は、かずさ水道広域連合企業団ホームページからダウンロードすること。

17 問い合わせ先

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇

木更津市〇〇〇〇〇〇

かずさ水道広域連合企業団〇〇〇〇〇〇〇〇

電話 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

URL <http://www.kazusa-kouiki.jp>

注 本様式による公告文は、記載例を示すので、実際に作成する場合は、対象工事ごとに必要な事項を記載する。

第3号様式（第7条第2項）
（その2）業務委託・物品購入等

かずさ水道広域連合企業団公告

制限付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

制限付き一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 ○ ○ ○ ○

1 入札に付する事項

- (1) 件 名
- (2) 場 所
- (3) 履行期限
- (4) 業 種
- (5) 業務概要
- (6) 予定価格及び最低制限価格
 - ① 予 定 価 格
 - ② 最低制限価格
- (7) 入札方法
 - ① 入札形態
 - ② 入札回数

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 公告日において、かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者のうち、登録区分「○○○」の「（大分類）○○○（中分類）○○○」の業種に登録されている者で、かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第26号）に基づく指名停止措置、又はかずさ水道広域連合企業団契約に係る暴力団対策措置要綱（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第11号）に基づく指名停止措置を、本業務の公告日から本業務の開札日までの間、受けていない者
- (2) ○○内に本店又は営業所がある者
- (3) 営業に必要な登録、許可又は認可等を受けている者
- (4) 管理技術者として○○○○○○の資格を有する技術者（本業務と同種又は類似の業務経験を有する者で、3箇月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）を本業務に配置できる者
- (5) 過去○年間（※最大で15年間）に、公的機関の発注した本業務と同種の業務を元請けとして受注した実績がある者

(6) 次に示す業務履行上必要な技術上又は品質上の資格要件を満たしている者

①

②

(7) 仕様書に定める業務履行上必要な技術上又は品質上の資格要件を満たしている者

(8)

(9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者

① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の入札日前6箇月以内に手形又は小切手を不渡りにした者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者

(10) 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準（平成31年かずさ水道広域連合企業団告示第24号。以下「入札参加制限基準」という。）に基づく資本関係及び人的関係にない者

ただし、入札参加制限基準に該当する場合は、その者のうち一者を除く全てが入札を辞退したとき

3 入札の日時及び場所（紙入札方式）

(1) 日 時

(2) 場 所

(3) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除き、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（税抜き金額）を記入すること。

3 入札（電子入札方式）

(1) 入札書の提出期間

(2) 入札書の提出方法

① ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、入札金額を入力すること。

② 「入札金額積算内訳書」の電子ファイルを電子入札システムの添付機能を利用して添付すること。

③ 入札金額と入札金額積算内訳書を電子入札システムにより提出すること。

(3) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除き、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額（税抜き金額）を入力すること。

4 開札※電子入札方式の場合に記載

- (1) 開札の日時
- (2) 開札の場所

5 入札の執行

入札参加者が1者である場合においても入札を執行するものとする。

6 入札参加の申請（紙入札方式）

入札参加を希望する者は、入札参加申請書等を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期間
- (2) 提出場所
- (3) 提出方法
- (4) 提出書類及び部数

- ①
- ②
- ③

(5) 入札参加申請書の受理

入札参加申請書の受理は、入札参加資格のうち下記要件についてのみ確認したものであり、全ての資格要件を確認及び承認したものではない。

- ① 入札参加資格者名簿への登録の有無
- ② 入札参加資格者名簿における登録業種
- ③ 入札参加資格者名簿における所在地区分

6 入札参加の申請（電子入札方式）

入札参加を希望する者は、入札参加申請書等を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 入札参加申請の期限
- (2) 入札参加申請の方法

入札参加を希望する場合は、入札参加申請書（別記第4号様式）に必要事項を入力した電子ファイルを、電子入札システムの添付機能を利用して添付し、電子入札システムにより申請を行うこと。なお、該当する場合は特定関係調書も併せて添付すること。

7 システム障害等（電子入札方式）

- (1) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入開札日時を変更し、又は紙入札へ移行する場合がある。
- (2) 入札参加者においてシステム障害その他電子入札システムによる入札参加が困難な場合は、かずさ水道広域連合企業団電子調達システム運用基準3.5「電子入札案件に紙入札業者として参加する場合」に定めるとおりとする。

8 契約条項等を示す場所及び日時

(1) 設計図書等の縦覧

本業務に係る契約書案、入札約款、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧を次のとおり行う。

- ① 縦覧期間

- ② 縦覧場所 設計図書等をかずさ水道広域連合企業団ホームページ及びちば電子調達システムの入札情報サービス（以下、「入札情報サービス」という。）において公表する。
- ③ 縦覧方法 入札情報サービスにより閲覧するものとする。ただし、契約書（案）及び入札約款は、かずさ水道広域連合企業団ホームページにより閲覧するものとする。また、当該案件の現場説明会は実施しない。

(2) 設計図書の貸出

システム障害等により、設計図書等の縦覧が困難な入札参加者に、設計図書等をＣＤ－Ｒにより貸与するので、縦覧期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に借用書（別記第６号様式）を持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、返信用封筒（宛名記入の上、所要額の切手貼付のこと）を同封すること。なお、当該ＣＤ－Ｒは、入札日（又は開札日）までに返却するものとする。

(3) 設計図書等に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次により経理課長あてに書面で提出すること（ファクシミリも可）。

- ① 提出期限
- ② 提出先
- ③ 回答日時
- ④ 回答方法 入札情報サービス又は書面において公表する。

9 入札保証金

10 契約保証金

かずさ水道広域連合企業団財務規程第１４０条の規定によるものとする。

11 契約代金の支払条件

完成払（又は毎月払）

12 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、落札決定を保留したうえで、予定価格の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内）で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者及び次順位以降の者を決定する。

13 入札参加資格の確認

落札候補者は、入札参加資格確認申請書（別記第８号様式）及び資格確認資料（以下「資格確認申請書類」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、落札候補者が期限までに資格確認申請書類を提出しない場合には、入札を無効とする。

- (1) 提出期限
- (2) 提出場所
- (3) 提出方法
- (4) 提出書類 （資格要件に対応して必要となるものを記載する。）

- ①
- ②
- ③

14 落札者の決定

- (1) 資格確認申請書類に基づき、落札候補者の審査を行い、入札参加資格があると認めた場合は、落札候補者決定通知書に記載されている資格確認申請書類提出期限の翌日から3日以内に落札者を決定し文書で通知する。
- (2) 落札候補者が、前号の審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合は、次順位の者を順次落札候補者として審査を行い、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。
- (3) 審査の結果、入札参加資格がないと認めた場合は、その旨を別記第11号様式により通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認められた者は、当該通知の日から3日以内に書面をもって、経理課長にその理由について説明を求めることができる。
- (5) 回答は、説明を求められた日から3日以内に書面で行う。

15 その他

- (1) 入札参加者は、本公告、関係規程及び設計図書等を熟読すること。
- (2) 入札参加申請に関する説明会は実施しない。
- (3) 入札参加申請を行った後、入札を希望しない場合には、辞退することができるので、入札日（又は開札日）の前日までに電子入札システム上又は入札約款に定める入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。
- (4) 提出された資格確認資料のみでは資格を判断できないときは、説明を求める場合がある。
- (5) 提出された資格確認資料は返却しない。なお、当該資料を公表し、また無断で使用することはしない。
- (6) 本公告に記載した履行期限は、事情により変更する場合がある。
- (7) 入札参加希望者が営業停止処分を受けた場合は、営業停止期間中は、入札参加申請、説明会への参加、入札等の営業活動ができない。
- (8) この公告に定めるもののほか、入札に関する事項については、かずさ水道広域連合企業団制限付き一般競争入札実施要領、かずさ水道広域連合企業団入札約款、かずさ水道広域連合企業団郵便入札約款等、関係規程による。
- (9) 本公告に定められている申請書等は、かずさ水道広域連合企業団ホームページからダウンロードすること。
- (10) かずさ水道広域連合企業団郵便入札約款第11条の規定に該当する場合は無効となるので、十分注意すること。

16 問い合わせ先

〒〇〇〇-〇〇〇〇
木更津市〇〇〇〇〇〇
かずさ水道広域連合企業団〇〇〇〇〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇

URL <http://www.kazusa-kouiki.jp>

注 本様式による公告文は、記載例を示すので、実際に作成する場合は、対象業務ごとに必要な事項を記載する。

第4号様式（第8条第1項）
（その1）工事用

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
（受任者）

制限付き一般競争入札（事後審査型）参加申請書

制限付き一般競争入札（事後審査型）に参加を希望しますので、下記のとおり申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び本申請書の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日
- 2 件 名
- 3 場 所
- 4 入札参加資格確認項目記載責任者（連絡者）所属・氏名 _____
電 話 番 号 ()

5 入札参加資格確認項目

(1) 資格者名簿における当該工事の格付等級	等級_____
(2) 本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所所在地	
(3) 発注工事との設計業務等に係る関連性	有・無

第4号様式（第8条第1項）
（その2）業務委託・物品購入等用

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
（受任者）

制限付き一般競争入札（事後審査型）参加申請書

制限付き一般競争入札（事後審査型）に参加を希望しますので、下記のとおり申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び本申請書の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日
- 2 件名
- 3 場所
- 4 入札参加資格確認項目記載責任者（連絡者）所属・氏名 _____
電 話 番 号 ()

5 入札参加資格確認項目

(1) 資格者名簿の区分及び登録業種	
(2) 本店又は営業所所在地の所在市町村名	

第5号様式（第8条第3項）

制限付き一般競争入札（事後審査型）参加申請者名簿

[illegible]

備考

- 1 「商号又は名称」欄の記入の順番は、五十音順とする。
- 2 「所在地」欄は本店所在地の市町村名（県外の場合は、都道府県名）、営業所がある場合には営業所所在地の市町村名を記入し、「地域区分」欄は当該所在地区分により「市内」「準市内」、「県内」及び「県外」の別を記入すること。

第6号様式（第10条第2項）

設計図書借用書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
（ 受 任 者 ）
印
〔 担当者所属・氏名
電 話 番 号 〕

1 件 名	
2 借用図書	設計図書（ 設計書 ・ 図面 ・ 仕様書 ）
3 借用媒体	C D - R
4 借用期間	午前 午前 年 月 日 時から 年 月 日 時まで 午後 午後

上記件名の見積りのため設計図書を借用しますが、借用図書は必ず指定の日時までに返却し、目的以外に使用しないことを誓約します。

注 借用媒体の種類は、公告で定めたものに限定されますので、選択できません。

第7号様式（第11条第4項）
（その1）工 事 用

年 月 日

（ 商 号 又 は 名 称 ） 様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 印

落 札 候 補 者 決 定 通 知 書

年 月 日開札の下記工事に係る制限付き一般競争入札（事後審査型）において、貴社が落札候補者となりましたので、資格確認を実施します。
つきましては、下記のとおり資格確認資料を提出してください。

記

- 1 工 事 名 ○○○○○○○○○○○工事
- 2 提 出 資 料 下表のとおり
- 3 提 出 期 限 ○年○月○日（○）午後○時
- 4 提出及び問い合わせ先 かずさ水道広域連合企業団○○○○○
電話○○○○（○○）○○○○

（注）期限までに提出されなかった場合は、入札約款の定めにより貴社の入札は無効となります。
提出する資料は、下表の提出書類欄に○印の記載されている項目について確認できる書類となります。

提出書類	項 目
	(1) 配置予定技術者の資格及び工事経験調書
	(2) 配置予定技術者の監理技術者資格者証及び社会保険の被保険者証又は被保険者標準報酬月額決定通知書の写し（直接的かつ恒常的な3箇月以上の雇用関係を確認できるもの）
	(3) 同種工事の施工実績調書
	(4) 同種工事の契約書かがみ（工事名、施工場所、工期、契約金額、発注者名及び受注者名が明記されたもの）及び工事概要の内容が確認できる部分の仕様書等の写し ※共同企業体による施工実績を認める場合は、更に協定書の代表者と構成員及び出資比率の記載のある部分の写し
	(5) 国際規格（ISO○○○○）の認証取得を示す登録証（付属書を含む。）の写し
	(6) その他必要と認める書類 ○○○○○○○○○○○○○○

第7号様式（第11条第4項）
（その2）業務委託・物品購入等用

年 月 日

（商号又は名称）様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 印

落札候補者決定通知書

年 月 日開札の下記件名に係る制限付き一般競争入札（事後審査型）において、貴社が落札候補者となりましたので、資格確認を実施します。

つきましては、下記のとおり資格確認資料を提出してください。

記

- 1 件 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○
2 提出資料 下表のとおり
3 提出期限 ○年○月○日（○）午後○時
4 提出及び問い合わせ先 かずさ水道広域連合企業団○○○○○
電話○○○○（○○）○○○○

（注）期限までに提出されなかった場合は、入札約款の定めにより貴社の入札は無効となります。
提出する資料は、下表の提出書類欄に○印の記載されている項目について確認できる書類となります。

提出書類	項 目
	(1) 営業に必要な登録証、許認可証等の写し
	(2) 配置予定技術者の資格及び業務経験調書
	(3) 配置予定技術者の資格を証明する書類（資格者証等の資格証明証又は資格を確認できる証等）及び社会保険の被保険者証又は被保険者標準報酬月額決定通知書の写し（直接的かつ恒常的な3箇月以上の雇用関係を確認できるもの）
	(4) 同種業務の実績調書
	(5) 同種業務の契約書かがみ（件名、履行期限（期間）、契約日、契約金額、発注者名及び受注者名が明記されたもの）及び業務の内容が確認できる部分の仕様書等の写し
	(6) 公告又は仕様書に明示する業務履行上必要な技術上又は品質上の資格要件を証明する書類（ ）
	(7) その他必要と認める書類 ○○○○○○○○○○○○○○○

注 (6)については、公告又は仕様書で明示する技術上又は品質上の資格要件の項目が特定できるよう（ ）内に、例えば「(公告2の(7)の①及び②に定める資格要件を証明する書類)」又は「(仕様書第○条第○項の第○号から第○号までに定める資格要件を証明する書類)」等と記入すること。なお、証明する書類が少ない場合又は提出書類の個別掲載が好ましい場合は、（ ）内に具体的な提出書類名を記入すること。

第8号様式（第11条第4項）

（その1）工 事 用

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長

様

住 所

商号又は名称

代 表 者

（受任者）

印

制限付き一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書

年 月 日開札の下記工事に係る制限付き一般競争入札（事後審査型）について、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類（資格確認資料）の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 添 付 書 類

（1）配置予定技術者の資格及び工事経験調書（別紙1－1）

（2）配置予定技術者の監理技術者資格者証及び社会保険の被保険者証又は被保険者標準報酬月額決定通知書の写し

（3）同種工事の施工実績調書（別紙2－1）

（4）同種工事の契約書かがみ及び関係部分の仕様書等の写し

（5）国際規格（ISO ）の認証取得を示す登録証の写し

（6）その他必要と認める書類

（注 3の添付書類は、入札公告に示している提出書類の番号を○で囲んで表示すること。なお、「(6)その他必要と認める書類」を求められた場合は、具体的な提出書類名を付記すること。）

本申請書類記載責任者（連絡者）所属・氏名_____

電 話 番 号 ()

第8号様式（第11条第4項）
（その2）業務委託・物品購入等用

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
（受任者）

制限付き一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書

年 月 日開札の下記件名に係る制限付き一般競争入札（事後審査型）について、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類（資格確認資料）の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件 名
- 2 場 所
- 3 添 付 書 類

- (1) 営業に必要な登録証、許認可証等の写し
- (2) 配置予定技術者の資格及び業務経験調書（別紙1－2）
- (3) 配置予定技術者の資格を証明する書類及び社会保険の被保険者証又は被保険者標準報酬月額決定通知書の写し
- (4) 同種業務の実績調書（別紙2－2）
- (5) 同種業務の契約書かがみ及び関係部分の仕様書等の写し
- (6) 公告又は仕様書に明示する業務履行上必要な技術上又は品質上の資格要件を証明する書類
- (7) その他必要と認める書類

（注 3の添付書類は、入札公告に示している提出書類の番号を○で囲んで表示すること。なお、「(7)その他必要と認める書類」を求められた場合は、具体的な提出書類名を付記すること。）

本申請書類記載責任者（連絡者）所属・氏名 _____
電 話 番 号 ()

(別紙 1 - 1)

配置予定技術者の資格及び工事経験調書

工 事 名 _____

商号又は名称 _____

技 術 者 氏 名		
生 年 月 日		年 月 日 (歳)
住 所		
最 終 学 歴		年 卒
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		名 称 取得年月日 登 録 番 号
工 事 経 験	工 事 名	
	施 工 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 日	年 月 日
	契 約 金 額	円
	発 注 者 名	
工 事 概 要		
備 考		

注 1 「法令による資格・免許」欄は、公告した資格・免許についてのみ記載すること。

2 「工事経験」欄は、発注工事と同種又は類似の工事経験（現場管理実績）を有する技術者の配置を要件としている場合は必ず記載することとし、公告で明示した同種（類似）工事の工事経験を記載すること。なお、当該工事経験については、他の会社での経験も含むものとする。

3 「工事概要」欄には、工事の規模、構造形式、工法、技術的特記事項等の工事内容を公告の「工事概要」の記載方法に準じて記載すること。

(別紙 1 - 2)

配置予定技術者の資格及び業務経験調書

件 名 _____

商号又は名称 _____

技 術 者 氏 名		
生 年 月 日		年 月 日 (歳)
住 所		
最 終 学 歴		年 卒
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		名 称 取得年月日 登 録 番 号
業 務 経 験	件 名	
	場 所	
	履行期限(期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 日	年 月 日
	契 約 金 額	円
	発 注 者 名	
	業 務 概 要	
備 考		

注 1 「法令による資格・免許」欄は、公告した資格・免許についてのみ記載すること。

2 「業務経験」欄は、発注業務と同種又は類似の業務経験（管理実績）を有する技術者の配置を要件として
いる場合は必ず記載することとし、公告で明示した同種（類似）業務の業務経験を記載すること。なお、当
該業務経験については、他の会社での経験も含むものとする。

3 「業務概要」欄には、主な業務内容を公告の「業務概要」の記載方法に準じて記載すること。

(別紙2－1)

同種工事の施工実績調書

工 事 名 _____

商号又は名称 _____

同 種 工 事 名 等	工 事 名	
	施 工 場 所	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	契 約 日	年 月 日
	契 約 金 額	円
	発 注 者 名	
	受 注 形 態	単体 ・ 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要		

注 「工事概要」欄には、工事の規模、構造形式、工法、技術的特記事項等の工事内容を公告の「工事概要」の記載方法に準じて記載すること。

(別紙２－２)

同種業務の実績調書

件 名 _____

商号又は名称 _____

同 種 業 務 名 等	件 名	
	場 所	
	履行期限(期間)	年 月 日 ～ 年 月 日
	契 約 日	年 月 日
	契 約 金 額	円
	発 注 者 名	
業 務 概 要		

注 「業務概要」欄には、主な業務内容を公告の「業務概要」の記載方法に準じて記載すること。

第9号様式（第13条第2項）

（その1）工 事 用

制限付き一般競争入札（事後審査型）参加資格確認書

主 務 課 名			資格要件（工事の種類又は性質により設定したもの）
委 員 会 日		年 月 日	
工 事 名			
工 事 場 所			
設 計 金 額		円	
工 種			
工 期		年 月 日まで	
公 告 日		年 月 日	
落札候補者の商号又は名称 （本店又は営業所所在地市町村名）		()	
資 格 確 認 項 目	工 事 の 種 類 又 は 設 定 項 目	特 定 建 設 業 の 許 可	有 ・ 無
		登 録 工 種 の 客 観 点 数	点
		登 録 工 種 の 格 付 等 級	等 級
		年 間 平 均 完 成 工 事 高	百万円
		千葉県内の本店又は営業所	有 ・ 無
		技 術 者 の 専 任 配 置	可 ・ 否
		同 種 工 事 の 施 工 実 績	有 ・ 無
		I S O の 認 証 取 得	有 ・ 無
		発注工事との設計業務に係る関連性	有 ・ 無
		指 名 停 止 措 置	有 ・ 無
	そ の 他 の 資 格 要 件	有 ・ 無	
評 価	主 務 課 長 等 の 評 価		適 ・ 否
	「否」とする場合の意見		
	委 員 会 の 評 価		適 ・ 否

（添付書類）

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| 1 開札調書の写し | 4 同種工事の施工実績調書 |
| 2 落札候補者の入札参加申請書及び資格確認申請書の写し | 5 その他必要と認める書類 |
| 3 配置予定技術者の資格及び工事経験調書 | |

注1 「資格要件」欄は、資格委員会で決定した工事の種類又は性質により設定した資格要件の内容を入札参加資格要件等設定資料「第1号様式（その1）」の記載方法により記載すること。

2 「資格確認項目」欄の「登録工種の客観点数」「登録工種の格付等級」「年間平均完成工事高」は、資格者名簿の設定工種に係る数値等を記載すること。なお、「その他の資格要件」とは、本要領第4条第3項及び第4項に規定する資格要件をいう。

第9号様式（第13条第2項）
（その2）業務委託・物品購入等用

制限付き一般競争入札（事後審査型）参加資格確認書

主 務 課 名			資格要件（業務の種類又は性質により設定したもの）
委 員 会 日		年 月 日	
件 名			
場 所			
設計(予定)金額		円	
業 種			
履行期限(期間)		年 月 日まで	
公 告 日		年 月 日	
落札候補者の商号又は名称 （本店又は営業所所在地市町村名）			()
資 格 確 認 項 目	業 務 種 類 又 は 項 目	千葉県内の本店又は営業所	有 ・ 無
		営業に必要な登録、許認可等	有 ・ 無
		技 術 者 の 配 置	可 ・ 否
		同 種 業 務 の 実 績	有 ・ 無
		技術上又は品質上の資格要件	有 ・ 無
	指 名 停 止 措 置		有 ・ 無
	そ の 他 の 資 格 要 件		有 ・ 無
評 価	主 務 課 長 等 の 評 価		適 ・ 否
	「否」とする場合の意見		
	委 員 会 の 評 価		適 ・ 否

（添付書類）

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| 1 開札調書の写し | 4 同種業務の実績調書 |
| 2 落札候補者の入札参加申請書及び資格確認申請書の写し | 5 その他必要と認める書類 |
| 3 配置予定技術者の資格及び業務経験調書 | |

注1 「資格要件」欄は、資格委員会で決定した業務の種類又は性質により設定した資格要件の内容を入札参加資格要件等設定資料「第1号様式（その2）」の記載方法により記載すること。

2 「資格確認項目」欄の「その他の資格要件」とは、本要領第4条第3項及び第4項に規定する資格要件をいう。

第10号様式（第13条第4項）

年 月 日

（ 商 号 又 は 名 称 ） 様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 印

落 札 者 決 定 通 知 書

年 月 日執行した下記の制限付き一般競争入札（事後審査型）について、資格確認申請書類に基づき入札参加資格を確認し、貴社を落札者と決定したので通知します。

ついては、契約を締結しますので、別途連絡する日時及び場所に来庁して契約関係書類を受領してください。

記

1 件 名 _____

2 場 所 _____

契約担当
木更津市潮見2丁目8番地
かずさ水道広域連合企業団
〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇
電話 〇〇〇〇（〇〇）〇〇〇〇

第 1 1 号様式（第 1 3 条第 7 項）

年 月 日

（ 商 号 又 は 名 称 ） 様

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 印

入札参加資格の確認結果について

さきに提出された資格確認申請書類に基づいて審査した制限付き一般競争入札（事後審査型）に係る入札参加資格の確認結果を、下記のとおり通知します。

記

入 札 日	年 月 日	
件 名		
入 札 参 加 資 格 の 有 無	無	
	入札参加 資格がないと認め た理由	

なお、入札参加資格がないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、 年 月 日までに経理課契約班へその旨を記載した書類を持参により提出してください。